

第4章 火山災害応急対策計画

第1節 火山災害に関する情報の伝達

霧島山火山は、噴火の前兆現象（第2章第3節第2「噴火前兆現象」参照）が観測される可能性がある。

これらのことから、地域住民や観光客等の生命の安全を確保するため、火山災害が発生する前の火山情報、異常現象に関する情報等を迅速かつ的確に伝達するとともに、必要があれば避難の誘導、登山規制等の措置を講じる。

1 噴火前兆現象情報の収集と通報

(1) 通報体制

住民等が、噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合、各関係市町村及び関係機関は、情報の通報を実施する。通報体制は次のとおりとする。

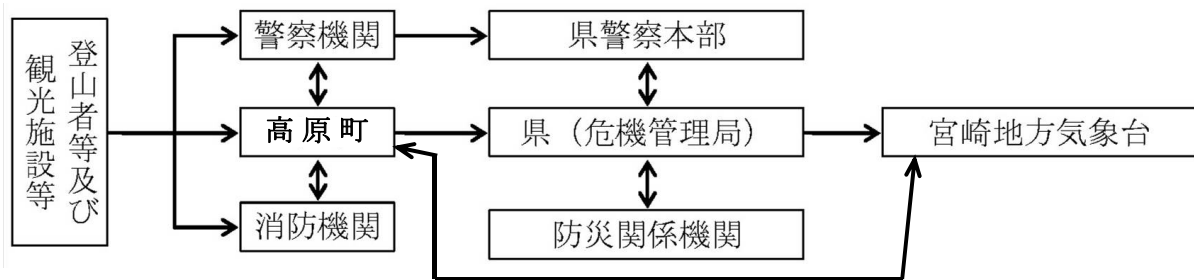


図 5-4-1 通報体制

(2) 異常現象の通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、次のとおりである。

なお、住民等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するよう努める。

表 5-4-1 火山及び火山周辺における通報すべき異常現象

○顕著な地形の変化	* 山、崖等の崩壊 * 地割れ * 土地の隆起・沈降等
○噴気、噴煙の異常	* 噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等 * 噴気・噴煙の量の増減 * 噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
○湧泉の異常	* 新しい湧泉の発見 * 既存湧泉の枯渇 * 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
○顕著な地温の上昇	* 新しい地熱地帯の発見 * 地熱による草木の立ち枯れ等 * 動物の挙動異常
○湖沼・河川の異常	* 水量・濁度・臭い・色・温度の異常 * 軽石・死魚の浮上 * 泡の発生
○有感地震の発生及び群発	
○鳴動の発生	

(3) 異常現象の調査と速報

住民等から異常現象発見の通報を受けた町職員、消防署職員及び警察官は、通報後直ちに現場を調査し、次の内容をそれぞれの通報体系にしたがって速報する。

表 5-4-2 速報の内容

○発生の実態（発生または確認時刻、異常現象の状況、通報者等）
○発生場所（どの火口で確認されたか）
○発生による影響（住民、動植物、施設への影響）

2 噴火警報等の発表と伝達及び通報

(1) 噴火警報等の種類

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は噴火警報等を発表する。また、噴火警戒レベルが定められた火山については、噴火警戒レベルを噴火予報、噴火警報により発表する。

ア 噴火警報・予報

(ア) 噴火警報は、気象業務法第13条第1項、気象庁予報警報規程第3条第4項、第9条の3第1項及び同条第2項の規定により、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第12条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として扱う。

a 居住地域を対象とする場合

噴火警報（居住地域） 略称：「噴火警報」

b 火口から居住地域の近くまで、あるいは火口周辺を対象とする場合

噴火警報（火口周辺） 略称：「火口周辺警報」

(イ) 噴火予報は、気象業務法第13条第1項、気象庁予報警報規程第3条第4項、第9条の3第1項及び同条第2項の規定により、火山活動が静穏な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

イ 噴火警戒レベル（御鉢、新燃岳、大幡池、えびの高原（硫黄山）周辺）

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況について、噴火時等にとるべき防災対応を踏まえて5段階に区分したものである。

(ア) それぞれのレベルには「火口周辺規制」「入山規制」、居住地域における「高齢者等避難」や「避難」等、とるべき防災行動を示すキーワードを付す。

(イ) 噴火警戒レベルは、噴火予報、噴火警報により発表する。

(ウ) 各レベルの発表に用いる噴火予報、噴火警報の引き上げ基準を次にまとめた。

表 5-4-3 噴火警戒レベルの引き上げ基準

		御鉢	新燃岳	大幡山(大幡池)
噴火警戒(居住地域)または噴火警戒	居住地域及びそれより火口側	【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火】 【切迫または発生】 - 火口中心から2.5kmを超え大きな噴石飛散 - 火砕流、溶岩流が居住地域に切迫または到達	【切迫】 - 新燃岳のマグマだまり(えびの岳付近)の体積が2011年噴火前の増加量の3倍程度以上に増加している時に火口全体から噴出する大きく高温の噴煙柱が5,000mを超える噴火が発生・継続し、傾斜計では沈降の傾向が見られず、さらに噴火の規模の増大、継続の可能性がある場合 - 山体直下を震源とする体に感じる地震が多発(10回以上/1時間)し、急激な地盤変動(10μrad以上/1時間)が発生した場合 - 火砕流が火口から3kmを超えて流下し、居住地域へ切迫すると判断した場合 - 溶岩流が火口から3kmを超えて流下し、居住地域へ切迫すると判断した場合	【切迫あるいは発生】 - マグマだまりへの多量のマグマの蓄積と共に、噴煙柱崩壊型火砕流の切迫を示唆する次のいずれかが観測された場合 - 火口全体から噴出する高温の噴煙柱が火口縁上5,000mを超える噴火が発生・継続し、かつ傾斜計では沈降の傾向がみられない場合 - 山体直下を震源とする体に感じる火山性地震が多発(10回以上/1時間)し、急激な地盤変動(10μrad以上/1時間)が発生 - 火口から概ね4kmを超えて火砕流が流下 - 溶岩流が居住地域に切迫
		【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】 次のいずれかが観測された場合 - 噴火の拡大傾向 - 火口中心から2.5km付近に大きな噴石飛散 - 居住地域近くまで火砕流、溶岩流が到達 - 山体内で規模の大きな地震(有感地震を含む)が多発 - 多量のマグマ上昇を示す顕著な地殻変動	新燃岳のマグマだまり(えびの岳付近)の体積が2011年噴火前の増加量の3倍程度以上に増加している時に下記の現象が認められた場合 - 火口全体から噴出する連続噴火が発生し、大きく高温の噴煙柱が3,000mを超え上昇(噴出量がさらに増加)した場合 - 新燃岳南西観測点の1分間平均振幅で100μm/sが2分以上継続するとともに周辺の空振計で10Pa以上の空振を観測した場合(天候不良時) - 体に感じる地震を含む火山性地震の急激な増加が認められる場合 - 火口から2kmを超えて火砕流が流下した場合 - 溶岩流が発生し、居住地域付近に到達する可能性が高い場合	マグマだまりへの多量のマグマの蓄積と共に、噴煙柱崩壊型火砕流が発生するおそれのある次のいずれかが観測された場合 - 火口全体から噴出する噴火が発生し、高温の噴煙柱が連続的に火口縁上3,000mを超え上昇 - 振幅の大きな火山性微動が継続し、かつ周辺の空振計のいずれかで10Pa以上の空振を連続的に観測(天候不良時) - 山体膨張を伴い、体に感じる地震を含む火山性地震の急激な増加 - 火口から概ね3kmを超えて火砕流が流下 - 火口から4km付近まで溶岩流が流下
噴火警戒(火口周辺)または火口周辺警戒	火口から居住地域の近くまで	【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】 【重大な影響を及ぼす噴火の可能性】 次のいずれかが観測された場合 - 噴火の拡大傾向 - 噴出物に新鮮なマグマ物質が多く含まれる - 二酸化硫黄放出量の急激な増加 - 大きな火山性微動(レベル2の基準よりも規模大あるいは継続時間が長い) - 火山性地震の急増(レベル2の基準よりも回数多) - 山体の膨張を示す明瞭な地殻変動(レベル2よりも規模大を示す地殻変動) - 火山性地震の増加及び地殻変動を伴った場合に高千穂河原観測点の空振計で60Pa以上を観測	【火口から概ね2kmを超え4kmまで】 - 霧島山を挟むGNSSの基線の伸びが認められている時に下記のいずれかの現象が認められた場合 - レベル2の噴火の火山灰に新鮮なマグマ性物質が数パーセント以上含まれている場合や噴煙の温度が顕著に高くなった場合 1日あたりの二酸化硫黄の放出量が急増した場合 - 新燃岳付近で低周波地震の多発(10回以上/1時間又は30回以上/24時間) - 急速な傾斜変化(噴火中での変化:高千穂河原等の傾斜計で1μrad以上)が継続中である場合、又は周辺の傾斜計で急速にマグマだまりの収縮を示す変化が生じている場合 - 短期間(数時間から数日)に傾斜変化とともに火山性地震の増加(100回以上/24時間)	【影響を及ぼす噴火の可能性】 - 火口から概ね2kmを超えて大きな噴石を飛散させる噴火が繰り返し発生 - 火口から概ね2kmを超えて火砕流が流下 - 火口から3km付近まで溶岩流が流下 【影響を及ぼす噴火が発生】 - 火口から概ね3kmを超えて大きな噴石が飛散
		【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の発生】 【重大な影響を及ぼす噴火の発生】 - 火口中心から1kmを超え2.5km以内に大きな噴石飛散 - 天候不良等により火口が見えない場合、高千穂河原観測点の空振計で150Pa以上を観測	【火口から概ね2kmを超え4kmまで】 - 連続的噴火が発生し、噴煙の高さが火口縁上3,000m以上となる場合 - 噴煙の中に軽石が多量に含まれている場合 - 大きな噴石が飛散(火口から概ね2kmから4km) - 噴火により、空振計で90Pa以上を観測 - 火砕流が2km程度流下した場合、又は流下距離が次第に大きくなり2kmを超える可能性がある場合と判断した場合 レベル3における警戒が必要な範囲は新燃岳火口から概ね3km以内を原則とするが、火山活動の状況によっては概ね4km以内まで拡大することがある。	【火口から概ね3km以内】 【影響を及ぼす噴火の可能性】 - 霧島山を挟むGNSSの基線の伸びが認められている時に次のいずれかが観測された場合 - 火山ガス(二酸化硫黄)放出量の急増 - 噴煙の高さが火口縁上3,000mに達するような連続的な噴火に伴い、急速にマグマだまりの収縮を示す変化が生じている場合 - マグマの浅部への上昇を示唆する火口付近を震源とする低周波地震の多発 - 火山灰に新鮮なマグマ性物質が数%以上含まれている場合 - 山体膨張を伴う急速な地殻変動を観測した場合 - 火口から2km付近まで大きな噴石を飛散させる噴火が繰り返し発生 - 火口から概ね1kmを超えて火砕流が流下 - 火口から2km付近まで溶岩流が流下 【影響を及ぼす噴火が発生】 - 火口から概ね2kmを超えて大きな噴石が飛散 - 周辺の空振計で50Pa以上の空振を観測(天候不良時) - 火口から概ね1kmを超えて火砕流が流下 - 火口から2km付近まで溶岩流が流下

		御鉢	新燃岳	大幡山(大幡池)
噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	警戒レベル2(火口周辺規制)	【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】 次のいずれかが観測された場合 ・火口直下を震源とする火山性地震の増加 >50 回以上/任意の 24 時間 ・火山性微動の増加または規模増大 >最大振幅(高千穂峰 2 上下動)250 $\mu\text{m/s}$ 以上 >最大振幅(高千穂峰 2 上下動)50 $\mu\text{m/s}$ 以上かつ継続時間 10 分以上 >継続時間の積算 20 分以上/3日 上記の基準には達しない程度の地震や微動が発生または山麓付近で地震が多発し、かつ火口内及び火口周辺で以下のいずれかの現象があった場合 ・噴気活動の高まり ・熱活動の高まり ・二酸化硫黄放出量の増加 ・山体浅部の膨張を示す地殻変動(傾斜計、GNSS、干渉 SAR 解析)	＜火山性地震の増加＞ ・2年以上噴火がない場合(300 回以上/10 日間又は 100 回以上/24 時間又は 20 回以上/1 時間) ・2年以内に噴火が発生した場合、又は GNSS で新燃岳を挟む基線又は霧島山を挟む基線で伸びが見られた場合(100 回以上/10 日間又は 20 回以上/24 時間又は 10 回以上/1 時間) ・上記の基準に達しない程度の火山性地震の増加が見られる中で、次のいずれかが観測された場合 >二酸化硫黄放出量の増加 >明瞭な噴気量の増加 >熱異常域の高温化が見られた場合 ＜傾斜変化＞ ・近傍の傾斜計(新燃岳北東や高千穂河原や湯之野)で、短時間に山体膨張を示す傾斜変化(0.1 μrad 以上)が見られた場合	【火口から概ね2km以内】 【影響を及ぼす噴火の可能性】 ・火口付近を震源とする火山性地震の多発(目安:100 回以上/24 時間) ・上記の基準に達しない程度の火山性地震の増加がみられる中で、次のいずれかが観測された場合 >火山性微動が発生 >近傍の傾斜計で山体膨張を示す地殻変動を観測 >火山ガス(二酸化硫黄を含まない場合もある)放出量の増加 >新たな地熱域の出現 【影響を及ぼす噴火が発生】 ・火口周辺に降灰する程度の微小な噴火を含め、火口から概ね2km 以内に大きな噴石が飛散する噴火が発生 ・火口近傍(火口から概ね1km 以内)に達する火砕流が発生 ・顕著な空振を伴う火山性微動が発生(天候不良時)
		【火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生】 ・火口中心から1km 以内に大きな噴石飛散 ・火口周辺に降灰する程度のごく小規模な噴火	・ごく小規模～小規模な噴火が発生(大きな噴石飛散、火砕流等が火口から2km 以内にとどまる程度) ・顕著な火山性微動の発生(新燃岳南西水平動の最大振幅が 50 $\mu\text{m/s}$ 以上の微動が発生し、空振を観測した場合(新燃西観測点の場合は 30 $\mu\text{m/s}$ 以上))	【火口から概ね1km以内】 【影響を及ぼす噴火の可能性】 ・火山性地震の増加が認められない中で、火山ガス(二酸化硫黄を含まない場合もある)放出量の増加、新たな地熱域の出現が観測された場合
噴火予報	1(活火山であることに留意)			【火山活動に若干の高まりや異常が認められる】 ・地震活動に、回数が増加する等の変化がみられる。また、こうした活動の変化とともに、GNSS で霧島山の深い場所での膨張と考えられる基線長の伸びの変化がみられる可能性がある。
		【火山活動は静穏】 ・状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり	・状況により火口内、西側斜面の割れ目付近及び火口縁に影響する程度の噴出の可能性あり	・火口内において火山ガスの噴出が認められる。火山性地震は1日平均数回以下で推移する。
		平成 31 年3月 13 日現在	平成 30 年3月 29 日現在	令和3年3月 30 日現在

- ・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない(下がる時と同様)。
- ・レベル5からレベルを下げる場合にはレベル4ではなくレベル3に下げるものとする。
- ・レベルの引き上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後、随時見直しをしていくこととする。
- ・大幡池では、火口湖に水が溜まった状態で火口縁が崩壊するような噴火が発生した場合、火口湖決壊型の火山泥流が発生する可能性がある。

各火山ごとの引き下げ基準一覧は、資料編を参照。

ウ 噴火速報

噴火速報は、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- (ア) 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- (イ) 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- (ウ) このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

エ 火山の状況に関する解説情報

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

オ 降灰予報

降灰予報は、気象業務法第13条第1項及び第14条第1項の規定により、噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に「降灰予報（定時）」を発表し、18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。また、噴火が発生した場合に噴火後速やかに（5～10分程度）「降灰予報（速報）」、噴火後20～30分程度で「降灰予報（詳細）」をそれぞれ発表する。「降灰予報（速報）」は噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、「降灰予報（詳細）」は噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。発表基準は、「降灰予報（定時）」を発表している火山では「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表し、「降灰予報（定時）」を発表していない火山では「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

カ 火山ガス予報

火山ガス予報は、気象業務法第13条第1項の規定により、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に発表する。

キ 火山現象に関する情報

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は、火山活動の状況に応じ、次の火山現象に関する情報を発表する。

(ア) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

(イ) 月間火山概況

前月一か月間の火山活動の状況及びその解説を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

(ウ) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

(2) 火山情報の発表及び通報伝達官署

宮崎県に關係する火山情報の発表及び通報伝達官署は、次のとおりである。

表 5-4-4 火山情報の発表及び情報伝達官署

火山	発表官署	通報伝達官署	情報の種類
霧島山 （えびの高原 （硫黄山）周辺） （大幡池） （新燃岳） （御鉢）	福岡管区気象台 鹿児島地方気象台	宮崎地方気象台	・ 噴火予報 ・ 噴火警報（居住地域） 略称: 噴火警報 ・ 噴火警報（火口周辺） 略称：火口周辺警報 ・ 噴火警報（周辺海域） ・ 噴火速報 ・ 降灰予報 ・ 火山ガス予報 ・ 火山の状況に関する解説資料 ・ 火山活動解説資料 ・ 月間火山概況
桜 島			
阿蘇山			
九重山			
鶴見岳・伽藍岳			

(3) 噴火警報等の通報・伝達系統

宮崎地方気象台から発表される噴火警報等の通報・伝達系統は、次図のとおりとする。

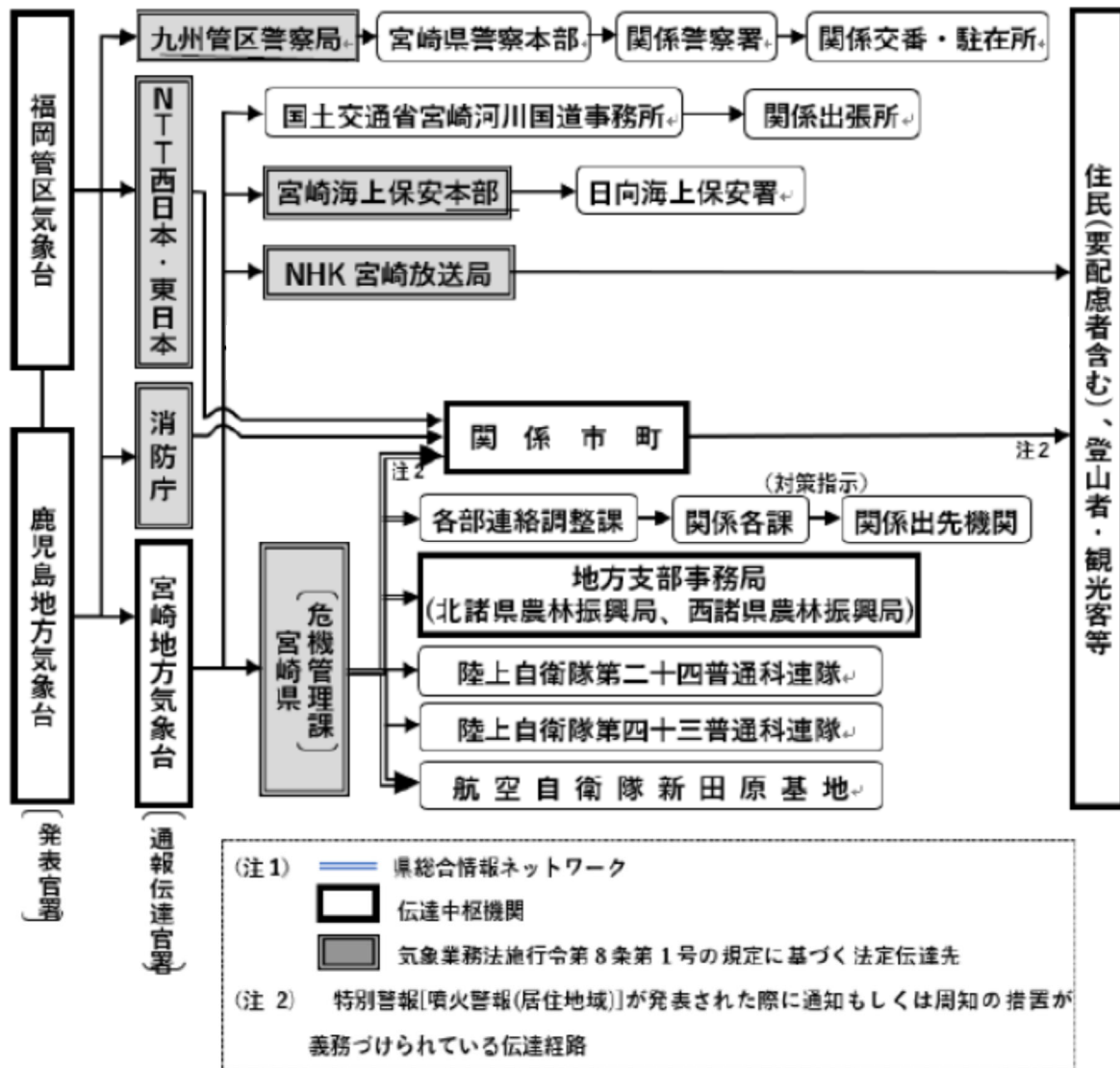


図 5-4-2 噴火警報等の通報・伝達系統

(4) 通報・伝達要領

- ア 宮崎地方気象台は、噴火警報等を受け、当該噴火警報等を速やかに県、その他関係機関に伝達する。
- イ 宮崎地方気象台からアの情報を受けた関係機関は、それぞれの伝達系統により迅速に下部機関等に伝達する。
- ウ 下部伝達機関は、掲示、有・無線放送等の方法により、一般住民に周知徹底を図る。

(5) 通報・伝達方法

- ア 宮崎地方気象台から伝達中枢機関に対して、噴火警報等を伝達する場合は、気象情報伝送処理システムまたは防災情報提供システムによる。
- イ 県は、(6)に定めた要領による。
- ウ 日本放送協会宮崎放送局、株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎及び株式会社エフエム宮崎は、放送による。
- エ その他の伝達中枢機関は、それぞれ所管の通信網による。

(6) 県における措置

ア 噴火警報等の受理

宮崎地方気象台から通報される噴火警報等は、危機管理局において受理する。

なお、勤務時間外においては災害監視室が受理し、直ちに危機管理課主幹（防災企画担当）に連絡する。

イ 噴火警報等の伝達要領

(ア) 火山現象に関する情報の伝達要領

危機管理局において火山現象に関する情報を受け、必要と認められるとき「噴火警報等の通報・伝達系統」により庁内関係各課、関係県出先機関、関係市町村、陸上自衛隊第24普通科連隊、第43普通科連隊及び航空自衛隊新田原基地に伝達する。

(イ) 噴火予報、噴火警報の伝達要領

- a 危機管理局において噴火予報、噴火警報を受理したときは、ただちに「噴火警報等の通報・伝達系統」により伝達するとともに、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、市町村及びその他の防災関係機関に対し、必要な通報または要請を行うものとする。
- b 危機管理局から伝達を受けた関係各課は、必要があると認められるときは、関係県出先機関に対し予想される事態に対してとるべき措置を指示するものとする。

(7) 町における措置

県からの伝達を受けた町は、伝達に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある団体に伝達する。この場合において必要があると認められるときは、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、必要な通報または警告をする。

第2節 霧島山火山防災協議会の開催

霧島山火山が噴火等し、災害が発生したりするおそれがある場合に、県、関係市町村、関係機関及び研究機関による「霧島山火山防災協議会」を開催し、霧島山火山の火山噴火情報等の収集と分析を行い、霧島山火山の火山活動の活発化に伴う災害防止等に関する調査を実施し、避難対策を始めとする総合的な応急対策の推進を図る。

1 霧島山火山防災協議会で協議する事項

情報の収集・交換、避難対策の検討、応急対策等の検討及び関係機関の連絡・調整である。具体的には、次のものがあげられる。

- (1) 霧島火山の火山噴火情報等の収集、分析
- (2) 避難の時期に関する提言
- (3) 避難収容活動等応急対策に関する連絡調整
- (4) 応援協力体制の確立及び推進
- (5) その他必要と認められる事項

第3節 警戒区域の設定、避難指示等

町長は、霧島火山に噴火警報が発表された場合、または火山噴火等により災害が発生するおそれがある場合に、霧島山火山防災協議会をはじめとする関係機関の助言に基づき、住民の生命、身体等に危険があると判断される地域を対象に、必要に応じて警戒区域の設定（活動火山対策特別措置法）、避難指示等を行うとともに、警戒区域外へ避難するよう適切な避難、安全な避難者輸送を実施するなど、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとる。

1 警戒区域の設定等

(1) 警戒区域の設定

災害が発生しまたは発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため、噴火警報（噴火警戒レベルを含む。）を踏まえ、必要に応じて警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止またはその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (ア) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(3) 警戒区域の範囲の基準

警戒区域の範囲は、霧島山火山の噴火に伴い噴出岩塊が落下する危険性のある火口から約1～4kmの区域及び溶岩流・火砕流・泥流等の流下区域、また有毒ガス、強酸性の湧水の噴出により直接住民の人体等に影響を及ぼすと想定される区域を一応の基準とする。

関係市町村長は、噴火の場所や噴火の規模、また天候や風向等気象条件を勘案し、霧島山火山対策連絡会議等の助言を聞き、警戒区域を設定する。

(4) 風向の把握

降下火砕物の流下方向に当たる警戒区域を設定するために、宮崎地方気象台から霧島火山周辺の風向（できれば高層風）に関する情報を受ける。

2 避難の実施基準

町長は、噴火警報（居住地域）が発表された場合及び火山の状況に応じて避難活動を、「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」の3段階に分けて実施する。それぞれの実施基準は次のとおりである。

ア 高齢者等避難

噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が予想される（可能性が高まっている）とき

イ 避難指示

噴火警戒レベル5（避難）の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあるとき

ウ 緊急安全確保

噴火警戒レベル5（避難）の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあり、事態が重大と認められるとき

なお、上記避難の実施基準以外に噴火の状況によって次の場合が予想される。関係市町長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておく。

ア 避難指示等より早く避難するとき（住民による事前避難）

住民等の自主判断により、指定一般避難所に集まってしまった場合

イ 避難が遅れるとき

夜間、悪天候、鳴動、地震、降灰による暗闇等による障害

3 避難指示等の助言・指示権者

(1) 県による助言

関係市町長による避難措置は、各市町において避難の要否決定の時期や判断に差異が生じると、混乱を招くおそれがある。そこで、県は「霧島山火山防災協議会」を開催し、宮崎地方気象台の情報、各観測所の資料及び火山噴火災害危険区域予測図に基づいた検討協議を行う。その結果を参考に、関係市町長に助言する。

(2) 避難指示権者

町長の他、次の者が避難指示を実施することができる。

ア 知事

イ 警察官（災害対策基本法 61 条、警察官職務執行法 4 条）

ウ 災害派遣時の自衛官（自衛隊法 94 条）

4 避難指示の伝達要領

避難指示の伝達は、町の防災計画に定められた系統に従って実施する。

5 伝達の方法、内容、防災信号

(1) 伝達の方法

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし、おおむね次の方法による。

ア 防災行政無線による伝達

イ 伝達組織を通じ、口頭及び拡声器により伝達

ウ 広報車（消防車等）による伝達

エ サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達

オ 放送機関に要請し、テレビ・ラジオによる伝達

カ 有線放送、電話、航空機その他の方法による伝達

キ 登録型メール配信による伝達

(2) 伝達する内容

伝達する内容は、次のとおりである。

ア 避難先とその場所

イ 避難経路

ウ 避難の理由

エ その他の注意事項

(4) 防災信号

表 5-4-5 防災信号

区 分	掲載旗	サイレン
高齢者等避難		5 秒 ●—●—●— 休止 (約 15 秒)
避難指示		5 秒 5 秒 5 秒 ●—●—●— 休止 (約 6 秒)
緊急安全確保	赤 色	約 1 分 ●— ●— 休止 (約 5 秒)

6 報告・通報

町長は、避難指示等を行った場合は、直ちに県知事(災害対策本部設置前にあつては危機管理局、災害対策本部設置後にあつては総合対策部情報・連絡調整班)に報告する。

県知事は、町長から報告を受けた場合、次の関係機関及び放送機関にその旨を通知する。

なお、町長は知事に報告する暇がない場合(通信が途絶した場合を含む)は、直接下記に示す必要な機関に通報する。

- (1) 宮崎地方気象台
- (2) 消防本部
- (3) 小林警察署
- (4) 自衛隊
- (5) 報道機関
- (6) その他必要とする市町村

7 広域避難

霧島山火山における避難は、町内の避難所への避難を基本とする。

ただし、町が、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、他市町村への広域的な避難などが必要と判断した場合は、町は当該市町村に直接協議する。

また、必要に応じて県に広域避難の受け入れ要請を行う。

8 避難指示等の解除

避難指示等の解除にあたっては、噴火警報（居住地域）から噴火警報（火口周辺）に引き下げられた場合または火山噴火等による災害のおそれなくなった地域がある場合に、霧島山火山防災協議会等の意見を聞きながら、地域住民の生活と安全性を十分に考慮したうえで決定する。

9 入山規制

町は、噴火警報（火口周辺）が発表された場合及び火山の状況に応じて登山者・入山者に対し、以下の入山規制などの措置を行う。

(1) 登山者・観光客等の避難誘導

町は、報道機関、防災行政無線、メール、ラジオ、避難促進施設等への連絡等により、登山者・観光客等に入山規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

なお、外国人対応として、多言語での呼びかけを行うよう努める。

避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難について、施設等と連携し対応する。

また、利用者等の避難に必要となる車両等の確保を行う。

表 5-4-6 入山規制発令基準（新燃岳）

レベル (キーワード)	火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまで立入禁止 （規制範囲は火口から概ね3kmまたは4km） （備考） 直近の霧島市新湯地区まで約2.5km	ア．新燃岳方面のみに通ずる登山口については、各登山口にて入山禁止とし、また入山者を退去させるなどの措置を講ずるとともに、その旨を登山口その他適宜の場所に明示する。 新燃岳方面以外へ通ずる登山口については、新燃岳方面へ入山できない旨を登山口その他適宜の場所に明示するとともに入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。 イ．関係市町職員、消防機関等職員は登山口等にて必要な警戒にあたる。
レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から概ね2km以内立入禁止	
レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	火口内及び火口の西側登山道の立入規制等	火山活動の状況に応じて、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。

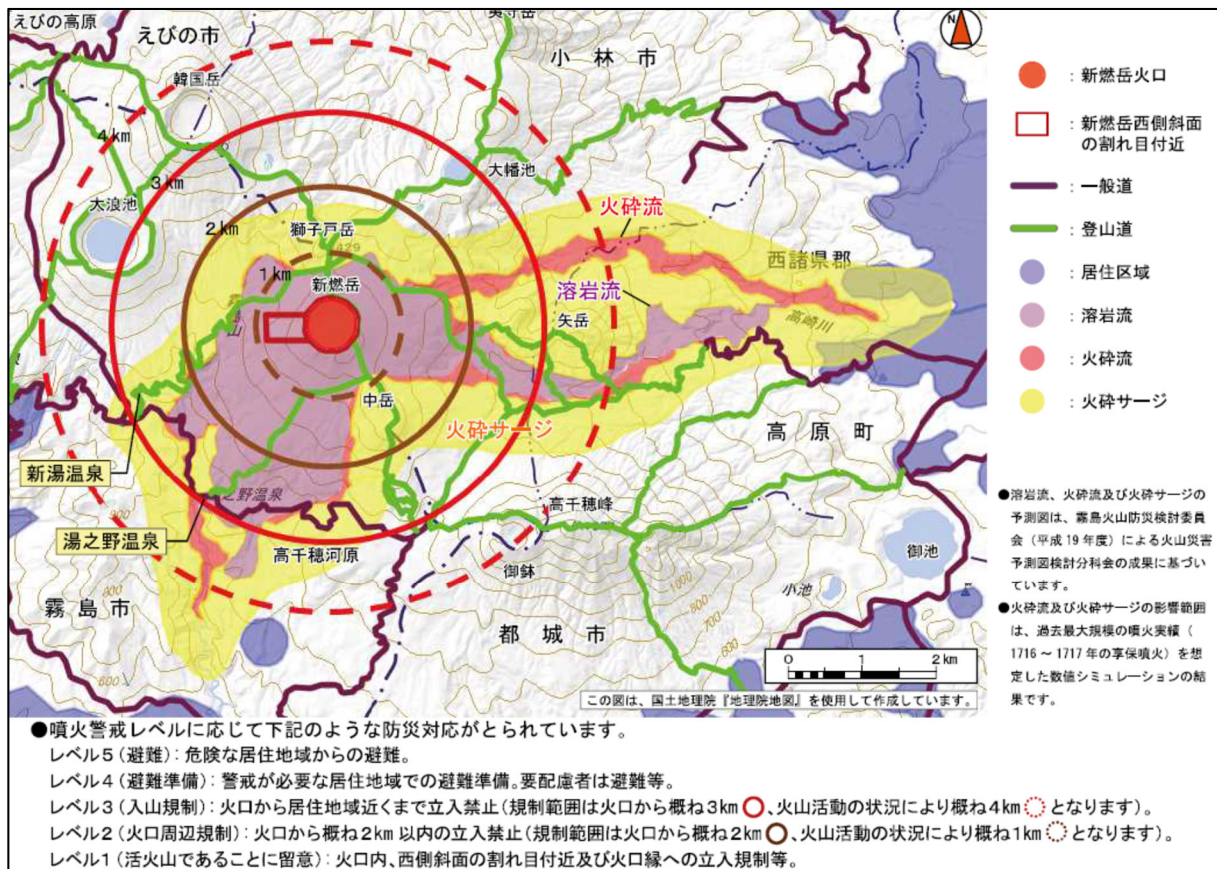


図 5-4-3 霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベルと警戒範囲（霧島山火山防災マップ）

表 5-4-7 入山規制発令基準(御鉢)

レベル (キーワード)	火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	【初期及び活発期】 火口から半径 2.5km 以内立入禁止 (備考) 直近の都城市中山地区まで約 2.8km (備考) 中岳まで約 2.4km	ア. 御鉢方面のみに通ずる登山口については、各登山口にて入山禁止とし、また入山者を退去させるなどの措置を講ずるとともに、その旨を登山口その他適宜の場所に明示する。 御鉢方面以外へ通ずる登山口については、御鉢方面へ入山できない旨を登山口その他適宜の場所に明示するとともに入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。
レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から半径 1km 以内立入禁止 ※高千穂河原まで、火口から約 1.2km	イ. 上記について、関係市町職員、消防機関等職員は登山口等にて必要な警戒にあたる。
レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	火口内立入禁止 ※	火山活動の状況に応じて、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。

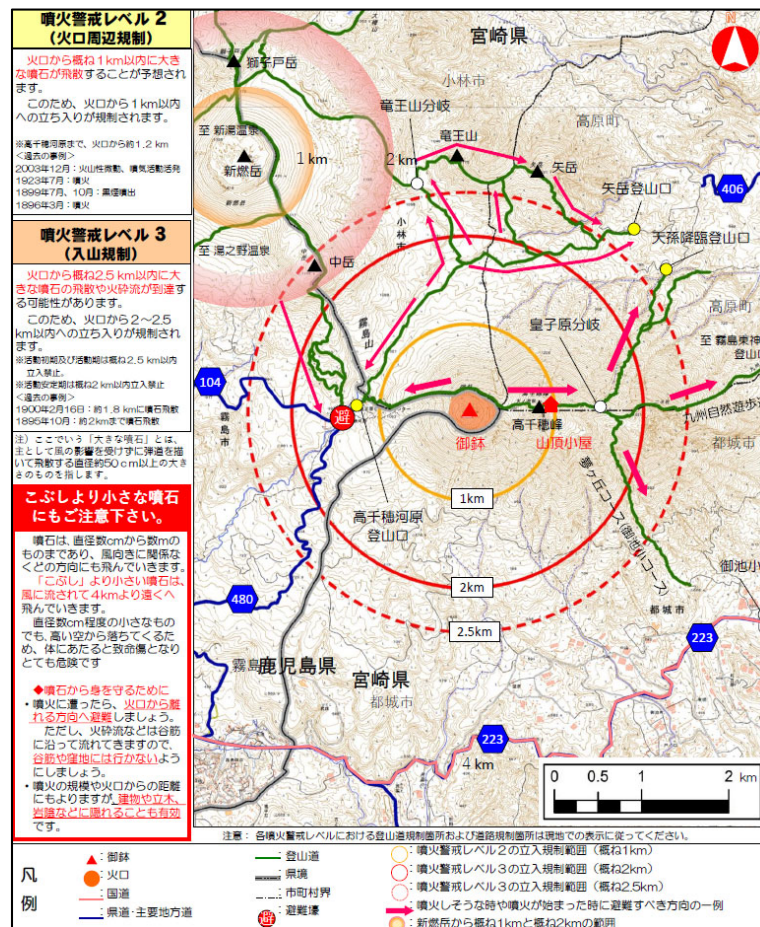


図 5-4-4 霧島山（御鉢）の噴火警戒レベル2・3と警戒範囲（霧島山火山防災マップ）



図 5-4-5 霧島山（御鉢）の噴火警戒レベル4・5と警戒範囲（霧島山火山防災マップ）

表 5-4-8 入山規制発令基準(大幡池)

レベル (キーワード)	火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの立入禁止。 火口から概ね半径3km以内への立入規制。 火山活動の状況により概ね半径4km以内への立入規制。	ア. 大幡山方面のみに通ずる登山口については、各登山口にて入山禁止とし、また入山者を退去させるなどの措置を講ずるとともに、その旨を登山口その他適宜の場所に明示する。 大幡山方面以外へ通ずる登山口については、大幡山方面へ入山できない旨を登山口その他適宜の場所に明示するとともに入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。 イ. 上記について、関係市町職員、消防機関等職員は登山口等にて必要な警戒にあたる。
レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から概ね半径2km以内立入規制等 活動の状況によって、概ね半径1km以内への立入規制。	
レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	火山活動の状況に応じて、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。

■霧島山(大幡池) 噴火警戒レベルと防災対応

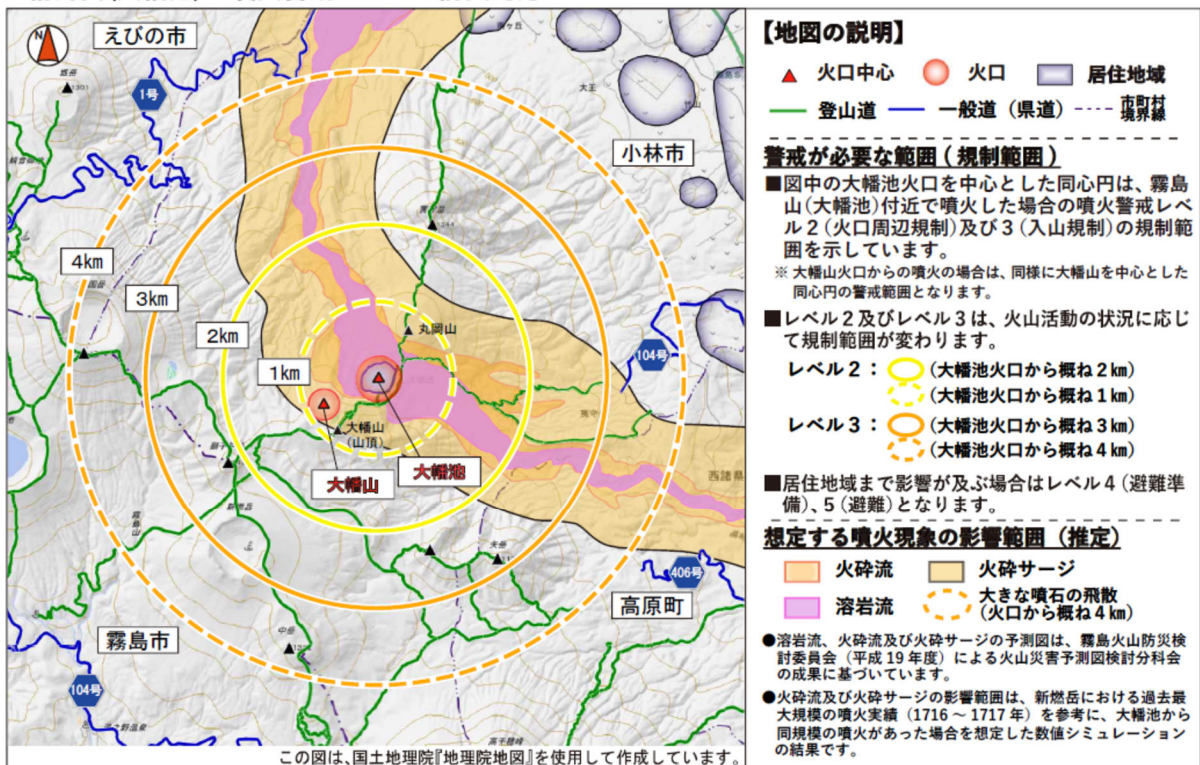


図 5-4-6 霧島山(大幡池)の噴火警戒レベルと警戒範囲(霧島山火山防災マップ)

表 5-4-9 入山規制発令基準（噴火警戒レベル未導入火山）

レベル (キーワード)	火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
－ (入山危険)	火口から居住地または山麓の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地近くまでの広い範囲の火口周辺	ア．当該火山方面のみに通ずる登山口については、各登山口にて入山禁止とし、また入山者を退去させるなどの措置を講ずるとともに、その旨を登山口その他適宜の場所に明示する。 当該火山方面以外へ通ずる登山口については、当該火山方面へ入山できない旨を登山口その他適宜の場所に明示するとともに入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。
－ (火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から少し離れた所までの火口周辺	イ．関係市町職員、消防機関等職員は登山口等にて必要な警戒にあたる。
－ (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	火口内立入禁止	火山活動の状況に応じて、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。

第4節 活動体制の確立

町は、緊急情報が発表され、事態が重大と認められるときまたは噴火により災害が発生し、その対策を要すると認められるときは、災害対策本部等を設置し、県及び防災関係機関の協力を得て、応急対策に万全を期する。

本部体制は、第2編風水害対策（基本）編第2章第2節によるほか、次のとおりとする。

1 情報連絡本部の設置

次の場合は、総務課長を本部長とする情報連絡本部を設置し、危機管理係による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

(1) 設置基準

- ア 霧島山に関し、火口周辺警報（噴火警戒レベル2（火口周辺規制）若しくは火口周辺危険または噴火警戒レベル3（入山規制）若しくは入山危険）が発表されたとき
- イ その他霧島山火山災害に関して、災害警戒本部長（副町長）が必要と認めたとき

2 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、副町長を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

- ア 霧島山に関し、噴火警報（噴火警戒レベル4（避難準備）または居住地域嚴重警戒）が発表されたとき
- イ その他霧島山火山災害に関して、災害対策本部長（町長）が必要と認めたとき

3 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

- ア 霧島山に関し、噴火警報（レベル5（避難）または居住地域嚴重警戒にあつて危険な居住地域からの避難等が必要な場合）が発表されたとき
- イ 霧島山火山災害に関し、多数の人命に損害が生じ、または生じるおそれがあるとき
- ウ その他霧島山火山災害に関して、災害対策本部長（町長）が必要と認めたとき

4 職員の参集及び動員

第2編風水害対策（基本）編第2章第2節によるほか、第5編火山災害対策編第1章に準ずる。

第5節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第2編風水害対策（基本）編第2章第4節によるほか、次のとおりとする。

1 災害状況等の緊急把握

県及び町は、特に次の措置を講じ、災害状況等の緊急把握に努めるものとする。

(1) 災害情報等の収集及び報告事項

町における災害情報等の収集及び報告すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

ア 人的被害及び住家被害の状況

イ 登山者等要救出者の確認

ウ 登山規制の状況

エ 住民の避難基準及び避難の状況

オ 被災地域の範囲、被害の種別、被害の程度等

カ 交通確保の状況

キ 噴火規模及び火山活動の状況

ク 噴火による噴石、火山れき（小石程度のもの）、降灰等の分布状況（最終報告の際は、5万分の1の図面にその分布）を図示し報告のこと。なお、降灰の分布状況は、堆積の深さ5cm単位で図示すること。

第6節 広域応援活動

第2編風水害対策（基本）編第3章第5節に準ずる。

第7節 救助・救急及び消火活動

第2編風水害対策(基本)編第3章第6節に準ずる。

なお、救助部隊（山岳救助が必要となった場合、危機管理班にて情報を統制し、消防、警察、消防団、職員等で構成した救助部隊）などの活動基準の検討にあたっては、霧島山の各火口の火山現象の規模、態様等を十分考慮することとする。さらに、山岳救助及び空中救助の場合は、関係機関と十分に協議し、以下の点などを考慮し、二次災害の防止に万全を期すものとする。

1 二次災害防止のための安全管理

(1) 指揮本部の安全管理体制

- ア 天候や火山活動の情報変化の情報収集
- イ 隊員の健康管理と各級指揮者からの報告
- ウ 他機関からの情報収集と、活動隊に情報提供
- エ 隊員の疲労度を考慮したバックアップ体制を構築
- オ ガスマスクの携行
- カ 各機関共通の活動基準を設定
- キ 各機関の情報共有
- ク 先鋭的な山岳中助方法での救助活動を禁止

(2) 活動隊員の安全管理

- ア 活動時の服装、個人装備及び資機材の選択
- イ 天候や火山の状態による活動判断基準
- ウ 火山性微動、火山性地震による中止判断
- エ 降雨による搜索判断中止基準
- オ 降雨による搜索活動中止後の活動再開判断基準
- カ 火山性ガスによる活動中止判断基準 など
- キ 活動中の再噴火時の対応

第8節 医療救護活動

第2編風水害対策(基本)編第3章第7節に準ずる。

第9節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第2編風水害対策(基本)編第3章第8節に準ずる。

第10節 避難収容活動

避難指示、緊急安全確保段階の避難については、第2編風水害対策(基本)編第3章第9節「避難誘導の実施」によるほか、以下の通りとする。

1 事前避難（レベル3程度）

事前避難は、高齢者等避難段階に入った場合、及び住民等の判断による自主的避難を指す。

(1) 避難誘導

この段階においては、特に避難誘導は実施しない。

(2) 避難手段

自家用車を利用する。このときの費用等は、事前避難者の負担とする。

(3) 避難先及び連絡

避難先は霧島火山防災マップ等で指定された危険区域外の安全な避難所とする。事前避難をする者は、避難誘導責任者(区長等)に伝え、避難誘導責任者がとりまとめて総務課に報告する。

避難誘導責任者は、事前避難者の連絡先等を整理し明確にしておく。

(4) 避難所の開設

町は、避難所を開設し、事前避難者を収容する。

(5) 避難所における措置

この段階においては、原則として、炊出し、衣服・寝具・生活必需品の給与及び医療・助産等は実施しない。

(6) 携帯品の制限

この段階においての携帯品は、次のものとする。

表 5-4-10 携帯品（事前避難（レベル3程度））

○ラジオ	○常用薬	○懐中電灯	○非常食	○ヘルメット(頭巾)
○替え下着	○迷子札	○水	○マスク	○タオル
○貴重品	○カップ(傘)	○防塵眼鏡など		

2 避難指示段階の避難誘導（レベル4・5）

(1) 避難誘導責任者

あらかじめ決められた避難誘導責任者（区長、消防団部長等）は、住民の避難誘導を実施する。

(2) 避難誘導方法

避難誘導責任者は、集合時間を定めて所定の集結場所に住民を集め、あらかじめ用意した借用バス等に乗車させ、指定一般避難所まで輸送する。

(3) 避難手段

避難者の輸送は次のとおりとし、自家用車の使用は極力避ける。

表 5-4-11 避難手段

輸送する場所	方 法
警戒区域外	集結場所までは原則として徒歩とし、集結地からはバス等を利用する。

(4) 携帯品の制限

この段階においての携帯品は、次のものとする。

表 5-4-12 携帯品（避難指示段階の避難誘導（レベル4・5））

○ラジオ	○常用薬	○懐中電灯	○非常食	○ヘルメット(頭巾)
○替え下着	○迷子札	○水	○マスク	○タオル
○貴重品	○カップ(傘)	○防塵眼鏡など		

3 避難状況の把握・報告

(1) 避難収容完了までの状況把握・報告

避難誘導責任者は、住民の避難状況を把握し、町長に対し報告を行う。

(2) 避難収容後の状況把握・報告

避難誘導責任者は、地区別にあらかじめ準備された避難者名簿を用意し、名簿に記入の後、住民の避難状況を避難施設管理者等の避難者収容を管理する責任者（以下「収容班長」という。）に報告する。また、観光客については宿泊施設の管理者が宿泊名簿等を確認しながら収容班長に報告する。

収容班長は、住民の避難の状況をそれぞれの市町村長に対し、次の要領で報告する。また、避難所の運営状況等を毎日、避難所業務日誌に記載する。

表 5-4-13 避難状況の報告の要領

項 目		内 容
報告時期		・ 高齢者等避難が発せられてから原則 2 時間おきの毎正時とする（必要がある場合は随時） ・ 災害の状況、避難者等の増減等推移に応じて災害対策本部にて決定する。
報告内容	避難者に関する こと	・ 避難時における当該地区住民の世帯数及び人員数 ・ 避難した世帯数及び人員数（避難先を区分） ・ 避難者の死亡または負傷者の状況 ・ その他避難者の状況について、特に必要な事項
	輸送車両に関する こと	・ 配車状況 ・ 輸送車両の見通し ・ 増配車の必要性の見通し ・ その他輸送に関し、特に必要な事項
	残留者に関する こと	・ 残留者の氏名及び措置

4 小中学校等の対策

(1) 高齢者等避難段階における小中学校等の対策

教育長は、高齢者等避難を発令した旨の連絡を受けるか、またはそれを知った場合は、学校長に対して次のとおり措置し、適切な避難を実施する。

ア 児童生徒が家庭にいる場合

(ア) 教育長の措置

教育長は、学校長に対して休校を命ずるものとする。学校長は、自ら避難措置が発せられたことを確認した場合は、教育長の指示を待たず休校とする。

(イ) 児童生徒の措置

児童生徒は、避難の措置が発せられた場合は、登校をせず保護者とともに避難する。

イ 児童生徒が学校にいる場合

(ア) 避難の指示等が発せられた場合

学校長は、直ちに授業を中止し、避難誘導経路が安全な場合は誘導経路ごとに児童生徒を分類し、責任者の庇護のもとに誘導、家族に引き渡す。

(イ) 避難指示が発せられた場合

学校長は、当該小中学校等に危険がせまり、避難する必要があると判断したときは、直接家族に引き渡す。家族に引き渡すことができなかった者は、あらかじめ定めた指定一般避難所に避難させ、収容班は保護者に通知するものとする。

(2) 避難指示段階における小中学校等の対策

教育長は、「避難指示、緊急安全確保」を発した旨の連絡を受けるか、またはそれを知った場合は、学校長に対して次のとおり措置し、適切な避難を実施する。

ア 児童生徒が家庭にいる場合

(ア) 教育長、学校長の措置

教育長は、学校長に対して休校を命ずるものとする。学校長は自ら避難措置が発せられたことを確認した場合は、教育長の指示を待たず休校とする。

(イ) 児童生徒の対応

児童生徒は避難の措置が発せられた場合は、登校をせず保護者とともに避難する。

イ 児童生徒が学校にいる場合

(ア) 高齢者等避難が発せられた場合

学校長は、直ちに授業を中止し、避難誘導経路が安全な場合は誘導経路ごとに児童生徒を分類し、責任者の庇護のもとに誘導、家族に引き渡す。

(イ) 避難指示、緊急安全確保が発せられた場合

学校長は、当該小中高等学校等に危険がせまり避難する必要があると判断したときは直接家族に引渡す。家族に引き渡すことができなかった者は、あらかじめ定めた指定一般避難所に避難させ、収容班は保護者に通知するものとする。

5 輸送不可能時における残留者の安全対策

輸送不可能時とは、陸路が溶岩流や降下火砕物等のため車両交通が不能となった場合をいう。このような場合、警戒区域に残留した者の安全対策は、次のように実施する。

(1) 空からの脱出が可能な場合

比較的噴石の落下が少なく、ヘリコプターの飛来が可能な場合は、自衛隊にヘリコプターの出動を要請する。

(2) 警戒区域外への脱出が不可能な場合

この場合は、警戒区域内にいて、比較的安全な地域の堅固な建物内に一時的に避難する。ただし、このような建物がない場合は、状況に応じて避難する。

6 観光施設等の対策

(1) 高齢者等避難段階における観光施設等の対策

産業観光部は、「避難準備」を発した旨の連絡を受けるか、またはそれを知った場合は、施設管理者に対して次のとおり措置し、適切な避難を実施する。

観光客等がいる場合

ア 避難の指示等が発せられた場合

施設管理者は、施設開放を中止し、避難誘導経路が安全な場合は誘導経路ごとに観光客等を分類し、責任者の管理のもとに避難誘導する。

イ 避難指示が発せられた場合

施設管理者は、当該観光施設等に危険がせまり、避難する必要があると判断したときは、あらかじめ定めた指定一般避難所に避難させ収容班は災害対策本部に通知するものとする。

(2) 避難指示段階における観光施設等の対策

産業観光部は、「避難指示、緊急安全確保」を発した旨の連絡を受けるか、またはそれを知った場合は、施設管理者に対して次のとおり措置し、適切な避難を実施する。

観光客等が施設にいる場合

ア 高齢者等避難が発せられた場合

施設管理者は、直ちに施設開放を中止し、避難誘導経路が安全な場合は誘導経路ごとに観光客等を分類し、責任者の管理のもとに避難誘導する。

イ 避難指示、緊急安全確保が発せられた場合

施設管理者は、当該観光施設等に危険がせまり避難する必要があると判断したときは、あらかじめ定めた指定一般避難所に避難させ収容班は災害対策本部に通知するものとする。

(3) 輸送不可能時における残留者の安全対策

輸送不可能時とは、陸路が溶岩流や降下火砕物等のため車両交通が不能となった場合をいう。このような場合、警戒区域に残留した者の安全対策は、次のように実施する。

ア 空からの脱出が可能な場合

比較的噴石の落下が少なく、ヘリコプターの飛来が可能な場合は、自衛隊にヘリコプターの出動を要請する。

(4) 警戒区域外への脱出が不可能な場合

この場合は、警戒区域内にいて、比較的安全な地域の堅固な建物内に一時的に避難する。
ただし、このような建物がない場合は、状況に応じて避難する。

7 緊急安全確保段階の避難

緊急安全確保段階の避難については、第2編風水害対策(基本)編第3章第8節に準ずるほか、以下のとおりとする。

特に避難に際しては、避難漏れのないよう巡視、広報を強化し、残留希望者も強く指示して避難させる。

第11節 応急住宅の確保

第2編風水害対策(基本)編第3章第9節に準ずる。

第12節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

第2編風水害対策(基本)編第3章第10節に準ずる。

第13節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動

第2編風水害対策(基本)編第3章第11節に準ずる。

第14節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

第2編風水害対策(基本)編第3章第12節に準ずる。

第15節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動

第2編風水害対策(基本)編第3章第13節に準ずる。

第16節 公共土木施設等の応急復旧活動

第2編風水害対策(基本)編第3章第14節に準ずる。

第17節 ライフライン施設の応急復旧

第2編風水害対策(基本)編第3章第15節に準ずる。

第18節 被災者等への的確な情報伝達

被災者等への的確な情報伝達活動については、第2編風水害対策(基本)編第3章第16節「被災者等への的確な情報伝達活動」による他、以下のとおりとする。

1 被災者等への広報

町は、異常現象が発生し、火山情報が発表される等、噴火の発生が予想される段階から避難が完了するまで広報活動を実施する。

(1) 広報の担当

あらかじめ定められた町における広報担当者が実施する。

(2) 広報の内容

情報の公表、広報活動の際その内容について、関係機関相互に連絡をとりあう。

＜住民に対する広報の内容＞

ア 噴火前兆現象(異常現象)の状況

イ 噴火前兆現象(異常現象)に対する気象台の見解及び噴火警報等の内容

ウ 避難に関する事項

(ア) 避難の必要性

(イ) 避難実施にあたっての準備、特に避難時の携帯品

(ウ) 集結地点及び避難先、避難の場所

(エ) 交通状況(交通途絶場所等)

エ 火山活動の状況

(ア) 噴火地点

(イ) 噴火の状況

(ウ) 噴火の影響度

オ 被害の状況

(ア) 被害区域

(イ) 人の被害状況

(ウ) 交通施設の被害(特に道路の被害状況)

カ 災害対策の状況

(ア) 災害対策本部の設置状況

(イ) 移動無線局の配置状況

(ウ) 医療班の配置状況

- (エ) 避難車両の配置状況
- (オ) 生活物資の確保状況
- キ その他必要事項

2 町民への的確な情報の伝達

町による広報の実施ができない場合または特に必要があると認められた場合、町は県と連携し、広報活動を実施する。

(1) 広報の内容

情報の公表及び広報活動の際、その内容について関係機関相互に連絡を取り合うものとする。

第19節 二次災害の防止対策

1 土砂二次災害の防止活動

国土交通省、県及び町は、火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、降雨等による土石流等による二次災害の防止に努める。町は、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

国土交通省は、重大な土砂災害が急迫している場合、土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を提供する。

また、繰り返し土石流等の危険が生じるとみられる場合は、安全な場所において避難施設の整備の推進に努める。

2 降灰除去

火山の爆発に伴う降灰により、交通及び住民の日常生活等に支障を及ぼしている場合に、県、町、関係各機関、住民等の役割を明確にし、速やかに降灰を除去し、障害の軽減を図る。

(1) 実施責任者

火山の爆発に伴う降灰の除去、障害の軽減については、それぞれの施設を管理するものが行うものとする。この場合において住民は、降灰除去の迅速化に寄与するよう協力するものとする。

(2) 道路の降灰除去

a 主要道路の降灰除去

主要道路の降灰除去は、国、県及び町が協力して行う。

b その他の道路

主要道路以外の道路に係わる降灰除去は、町、住民が相互に情報を交換し降灰除去の迅速化、円滑化に努めるものとする。

(3) 宅地内の降灰除去

a 宅地内の降灰除去

宅地内の降灰については住民自らその除去につとめ、除去した降灰は、町が指定する場所に集積し、町はこれらを収集するものとする。

b 自主防災組織の活用

町は、宅地内の降灰除去の効率化、円滑化のため、自主防災組織の活用を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努めるものとする。

第20節 自発的支援の受入れ

第2編風水害対策(基本)編第3章第17節に準ずる。

第21節 災害救助法の適用

第2編風水害対策(基本)編第3章第18節に準ずる。

第22節 農林水産物応急対策

噴火に伴う降灰のため汚染された飼料の不足分の確保、家畜防疫、乳牛の搾乳、生乳の集送、家畜の運搬・と殺、資金対策等の措置を講じ、家畜被害の防止軽減を図るものとする。

1 農産物応急対策

噴火に伴う降灰のため汚染された土壌の改良、病虫害の防除、資材種苗の確保、資金対策等の措置を講じ、農産物被害の防止軽減を図るものとする。

2 家畜応急対策

噴火に伴う降灰のため汚染された飼料の不足分の確保、家畜の防疫対策、資金対策の他、乳牛の搾乳、生乳の集送、肉畜の運搬・と殺等流通対策の措置を講じ、家畜被害の防止軽減を図るものとする。

3 新燃岳噴火時における家畜避難実施基準

新燃岳噴火時における家畜避難実施基準は次のとおりである。

(1) 実施基準と対象区域等

表 5-4-14 実施基準と対象区域等

実施基準	対象区域	高原町の対応 (第1次)	高原町の対応 (第2次)
		気象庁の火口周辺警報が、左項目「実施基準」内の左記①に切替わったとき	気象庁より、左項目「実施基準」内の左記②が発表されたとき
気象庁の火口周辺警報が次の①に切り替わり、かつ、予報警報事項で②が発表されたとき ① 噴火警戒レベル「3」 ② 火砕流が火口から概ね「3km」を超える可能性がある。または高原町災害対策本部が設置されたとき	熱風影響区域 (霧島火山防災マップにある規模の大きな噴火が起こった場合の災害区域予測図の新燃岳が火口となった場合で示される熱風範囲)	● 対象区域内の畜産農家に家畜避難の同意を得る。 ● 同時に、関係機関と避難に向けた具体的な協議に入り、避難先・運搬車両の確保など、避難準備に入る。	家畜の避難を『希望する』農家に対し ⇒ 避難の開始
			家畜の避難を『希望しない』農家に対し ⇒ 引続き、警報等の情報提供に努めながら、農家の意向を第一に、原則、区域内の全家畜避難を目指す。

(2) 避難先・避難方法

避難先は、緊急性を考慮し、西諸管内を原則とし、効率的かつ安全な避難を考慮し、一度に多くの家畜を同じ場所に避難させることができる施設（公共牧場や生産団体等所管の牧場）を優先避難先として確保する。なお、当該農場等への避難が困難な場合、または、緊急を要する場合はこの限りではない。

避難方法は、避難時の安全等を考慮し、民間運送専門業者を利用することを原則とし、家畜避難の際は、西諸県農業共済組合への届け出も合わせて済ますものとする。なお、緊急を要する場合はこの限りではない。

4 林産物応急対策

噴火に伴う降灰のため被害を受けた幼令木、苗木、林産物等の対策及び資金対策を講じ、林産物被害の防止軽減を図るものとする。

5 水産物応急対策

噴火に伴う降灰のため被害を受けた養魚対策として、養殖用種苗及び飼料の確保、河川漁業の資源回復、資金対策等の措置を講じ、水産物被害の防止軽減に努めるものとする。